

令和 7 年 7 月 3 1 日
地 域 交 通 課

港区総合交通計画における数値指標の達成状況の検証について

報告内容

港区総合交通計画（令和 5 年度～令和 1 4 年度）（以下「計画」といいます。）に掲載している施策の達成状況（令和 6 年度末時点）を報告します。

1 計画における数値指標及び目標値

計画では、以下の基本方針とそれに係る主な施策に関する数値指標及び目標値を定めており、毎年度その達成状況を検証することとしています。

基本方針	数値指標	目標値 (令和 6 年度末)
(1) 移動者が“多様な選択”をするための交通環境づくり	(1)-① 港区コミュニティバス（ちいばす）の利用者数	380 万人/年
	(1)-② 台場シャトルバス（お台場レインボーバス）の収支率	98%
(2) 交通結節点（乗換）の利便性・快適性の向上	(2)-① 自転車シェアリングのサイクルポートがある駅	32 駅
	(2)-② ホームドア整備済み路線の割合	83%
(3) 新技術の進展やコロナ禍を契機とした環境に配慮した新たな取組の推進	(3)-① 新技術の導入検討件数	-
	(3)-② 港区コミュニティバス（ちいばす）EVバス運行による二酸化炭素排出削減量	21.4 t-CO ₂ /年

2 達成状況（別紙のとおり）

令和 6 年度末における達成状況を記載しています。

なお、別紙については、国土交通省関東運輸局が指定する様式であり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 7 条の 2 に基づき、主務大臣に送付することとなっています。

港区総合交通計画の評価等結果（令和6年4月～令和7年3月）

<進捗状況の区分>

a:計画どおり目標値に到達した。

b:計画より成果が上がらず、目標値の達成に向け改善が必要である。

c:目標値に到達する可能性がない。

-:目標値を把握できない。

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
港区コミュニティバス（ちいばす）の利用者数 【数値指標：380万人/年】	定期券やお台場レインボーバスとの共通1日乗車券のデジタル化等を実施することで、利便性向上を図り、利用者数が増加しました。	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	(a) 3,962,328人	全日利用できるちいばす専用の1日乗車券を販売し、更なる利用者の利便性を向上を図り、利用者の増加を目指します。	前年度：3,737,602人
台場シャトルバス（お台場レインボーバス）の収支率 【数値指標：98%】	クレジットカード等のタッチ決済の導入による利便性向上や台場地域にゆかりのあるコンテンツと連携した施策の実施等により、利用者数が増加し、収支率が改善しました。	バス事業者から報告される収支実績より算出	(b) 90.0%	決済方法の追加や定期券のデジタル化等を実施し、利便性向上による利用者の増加を図り、更なる収支率の改善を目指します。	前年度：82.2%
自転車シェアリングのサイクルポートがある駅 【数値指標：32駅】	区内全域では、189か所（18か所増）にサイクルポートを設置しています。	区内35駅のうち、駅出入口100m圏域にサイクルポートがある駅を計上	(b) 29駅	駅周辺における既存の活用可能な土地は限られますが、引き続き積極的なサイクルポートの設置を進めます。また、区内各地で民間開発が進む港区の特性を活かし、民間開発に併せて設置できるよう、働きかけを行います。	前年度：28駅
ホームドア整備済み路線の割合 【数値指標：83%】	港区バリアフリー基本構想推進協議会を通じて、各鉄道事業者に対してホームドアの早期設置を要請しています。	各事業者から提出される特定事業計画の進捗状況より算出	(a) 89.1%	引き続き、港区バリアフリー基本構想に基づき、ホームドア整備率向上に向けて、鉄道事業者へ働きかけを行います。	前年度：89.1%
新技術の導入検討件数	-	-	-	-	令和14年度までに自動運転等の技術の進展及び普及に合わせ、1件以上導入する計画です。
港区コミュニティバス（ちいばす）EVバス運行による二酸化炭素排出削減量 【数値指標：21.4t-CO2/年】	芝ルートで走行するEVバスを増やし、二酸化炭素排出量の削減を図りました。	港区環境基本計画に基づく計算式にEVバスの走行距離を乗じて算出	(a) 53.9t-CO2/年	さらにEVバスを1台購入の上、より一層の二酸化炭素排出量の削減を目指します。	前年度：32.4t-CO2/年

資料 2

令和 7 年 7 月 3 1 日
東日本旅客鉄道株式会社
K D D I 株式会社
国際ハイヤー株式会社

高輪地区におけるオンデマンドモビリティの実証運行の継続について

高輪地区において実施しているオンデマンドモビリティの実証運行について、令和 7 年 9 月 30 日で実証運行の期間が終了となることから、これまでの利用状況や課題等を踏まえ、実証運行の内容を見直したうえで、データ収集と検証をさらに進めるため新たに運行期間を令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで設定し、実証運行を継続します。

1 背景・経緯

港区内における交通課題の一つである交通不便地域の解消及び令和 7 年 3 月にまちびらきを迎えた「TAKANAWA GATEWAY CITY」の移動需要の創出を目的として、令和 6 年 11 月から令和 7 年 9 月まで高輪地区においてオンデマンドモビリティの実証運行を行っています。

令和 7 年 2 月に実施した利用者アンケート等では、多くの利用者から本事業の必要性や継続を望む声が寄せられました。

一方で、今後、道路運送法第 4 条に基づく本格運行への切替えなど、事業方針を検討するにあたっては、現状の運行実績では十分なデータが収集できていません。

「TAKANAWA GATEWAY CITY」の商業施設や宿泊施設についても令和 7 年 9 月以降順次開業し、新たな移動需要が想定される中で本実証運行の期間が終了することから、実証運行を継続することで、移動需要の変化等の検証深度化を図ります。

2 現在までの運行で生じた課題

(1) 利用者数の伸び悩み

以下の理由から、利用者数が当初目標の利用者数に達していません。

ア 乗降場所の不足

当初計画していた乗降場所について、地権者等との協議により設置が実現できなかった場所も多くあり、乗降場所が不足したことで利用者の需要に十分お応えできていないと考えております。

イ 認知不足

アンケートの結果等から実証運行自体の認知不足、オンデマンド運行の利用方法に関する認知が不足していると考えております。

(2) 運行収支

(1) のとおり利用者数が伸び悩んでいることから、運行収入に対して運行費用、コールセンター運営経費等の固定費をはじめとした諸費用が過大となり、運行収支が大幅な赤字となっています。

3 事業の見直し内容

以下のとおり事業内容を見直し、段階的に令和9年3月31日まで実証運行を継続することを想定し、令和7年10月、令和8年4月を見直し時期とし、都度、地域公共交通会議にて実証運行の状況や検証結果を踏まえ内容を協議します。

(1) 乗降場所の追加設置

利用者の需要に合わせてよりきめ細やかに運行エリア内を運行できるよう当初計画していた場所周辺への乗降場所の追加設置に向けて調整します。

(2) 港区と連携した認知度向上施策の実施

運行エリア内の地域イベント等と連携し、実証運行の周知をより一層強化するとともに、現状の課題を踏まえたアプリの利用説明会を実施する等、利用者の認知度向上施策を継続して実施します。

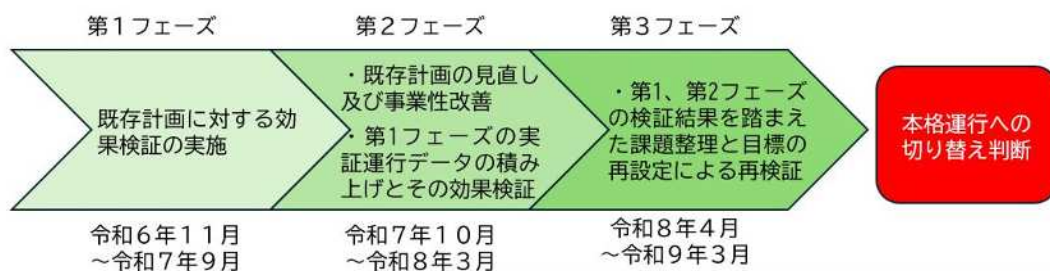
(3) 収支の改善

現在までのご利用状況等を踏まえ、運行時間や運行台数等の適正化を図り、経費を削減する等収支改善を図ります。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年	8月～	国土交通省関東運輸局へ申請等手続
	10月～	実証運行継続
	12月	地域公共交通会議にて令和8年4月以降の運行について協議
令和8年	4月～	12月の協議を踏まえ実証運行継続
令和9年	3月	実証運行終了

【実証運行期間のイメージ】



(運行概要)

	変更前	変更後
実施主体	東日本旅客鉄道株式会社及びKDDI株式会社	
運行事業者	国際ハイヤー株式会社	
連携協力	港区街づくり支援部地域交通課	
運行区分	道路運送法第21条	
運行期間	令和6年11月1日から 令和7年9月30日まで	令和6年11月1日から <u>令和8年3月31日まで</u>
運行時間	【全日】 午前8時から午後8時まで	【平日・土曜日】 午前8時から午後8時まで (休憩時間11時30分から12時30分、 16時から16時30分) 【日曜日・祝日及び年末年始】 <u>午前10時から午後6時まで</u> (休憩時間13時30分から14時15分) ※途中乗務員の休憩のため運行休止 時間を新たに設けます。 ※年末年始は令和7年12月29日 から令和8年1月3日まで
使用車両及び台数	トヨタ アルファード (乗客定員6人) 2台	トヨタ アルファード (乗客定員6人) <u>1台</u>
運行経路	予約に基づきA Iが自動生成した経路を運行	
運行エリア・乗降箇所	港区高輪地区内23か所 (参考資料のとおり)	港区高輪地区内 <u>35か所</u> (調整中場所含む)

(利用料金 (変更なし))

種類	運賃		割引運賃		
種別	おとな	小学生	家族会員	港区コミュニティバス乗車券所持者	
				おとな	小学生
1回毎	500	250	—	300	150
月額定額	9,000	—	4,500	—	—
回数券(5回)	2,300	1,150	—	—	—

※未就学児は2人目まで無料、3人目以降は小学生料金適用

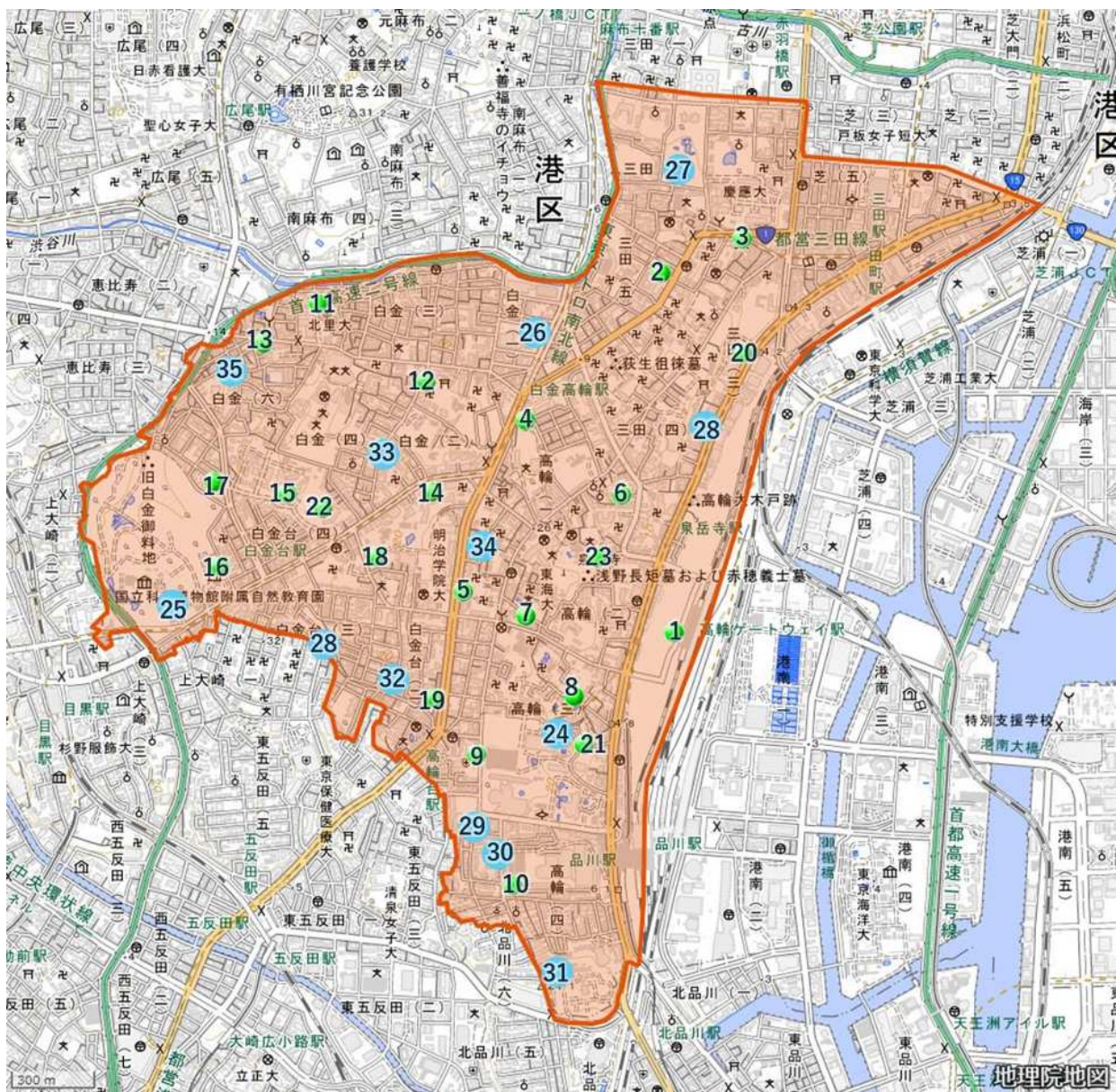
※上記家族会員の料金は1人分の料金で、人数が増えるごとに同額を加算

※家族会員の追加は、月額定額本会員1人につき、6人まで登録可能

※港区コミュニティバス乗車券は港区が高齢者、障害者、妊産婦等の区民に発行する乗車券を
さします。

※支払方法は、事前決済はクレジットカード決済、車内決済は交通系ICカード決済に限定

(乗降スポット (●既設 ●新設調整中))



位置 番号	名称	位置	
1	高輪ゲートウェイ駅前	東京都港区高輪2-21先	
2	豊岡いきいきプラザ前	東京都港区三田5-7-7先	
3	慶應義塾大学三田キャンパス南別館入口	東京都港区三田3-2-5	
4	高輪地区総合支所	東京都港区高輪1-16-25先	
5	高輪ザ・レジデンス	東京都港区高輪1-27-37	
6	秀和高輪レジデンス	東京都港区高輪2-11-1	
7	清林寺前	東京都港区高輪2-7-1	
8	高輪いきいきプラザ前	東京都港区高輪3-18-15先	
9	東京高輪病院	東京都港区高輪3-10-11	
10	高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）	東京都港区高輪4-10-56	
11	北里大学北里研究所病院	東京都港区白金5-9-1	
12	専心寺	東京都港区白金2-1-43	
13	マーヴェラスガーデンコート白金	東京都港区白金6-4-3	
14	シェラトン都ホテル東京	東京都港区白金台1-1-50	
15	東京大学医科学研究所	東京都港区白金台4-6-1	
16	特別養護老人ホーム 白金の森	東京都港区白金台5-20-5	
17	松岡美術館	東京都港区白金台5-12-6	
18	八芳園	東京都港区白金台1-1-1	
19	西町自治会西町会館	東京都港区白金台2-12-15	
20	住友不動産東京三田サウスタワー	東京都港区三田3-5-27	
21	トヨタレンタカー品川高輪口店	東京都港区高輪3-23-1	
22	ゆかしの杜	東京都港区白金台4-6-2	
23	泉岳寺	東京都港区高輪2-11-1	
24	グランドプリンスホテル高輪	東京都港区高輪3-13-1	調整中
25	東京都庭園美術館付近		調整中
26	東京都港区白金1-17付近		調整中
27	東京都港区三田2-3付近		調整中
28	高輪郵便局付近		調整中
29	東京都港区高輪4-7付近		調整中
30	東京都港区高輪4-6付近		調整中
31	東京都港区高輪4-25付近		調整中
32	東京都港区白金台2-13付近		調整中
33	東京都港区白金2-7付近		調整中
34	シティタワー 高輪付近		調整中
35	東京都港区白金6-16付近		調整中

1 利用状況(令和6年11月～令和7年6月実績)

(1) 運行実績

1か月あたりの配車回数を約4,000回とした当初目標に対し、6月時点で約15%の達成率となっている。目標は未達であるものの、配車回数及び利用者数は毎月増加傾向であり、4月以降、特に顕著となっている。

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	期間計
配車回数	200回	202回	204回	276回	316回	438回	493回	628回	2,757回
乗車人員 (未就学児含)	242人 (309人)	269人 (319人)	236人 (332人)	336人 (446人)	383人 (523人)	536人 (824人)	569人 (839人)	685人 (1,068人)	3,256人 (4,660人)
運賃収入 (千円)	74	79	99	97	93	184	191	299	1,116

①月別実績



②運行開始以降の利用動向(未就学児含む乗車総数の推移)

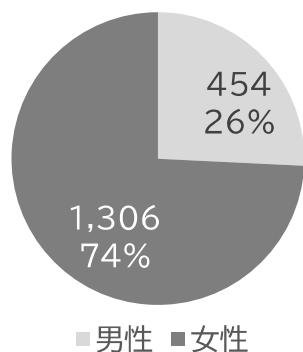


(2) 利用者属性

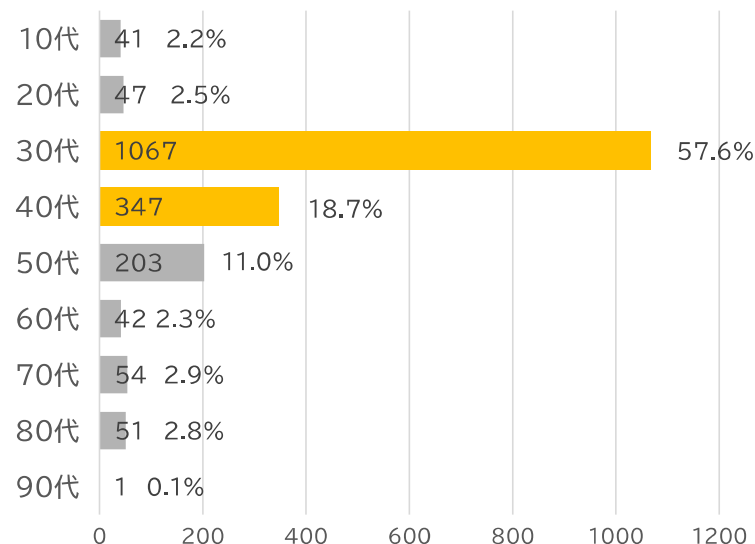
- 30代、40代の子育て世代の女性の利用が最も多い
- 利用プランは1回毎の利用が最も多いが、月額定額プランのお客さまは多頻度にご利用いただいている。

■配車回数(月額定額利用者含む)より集計

①性別 ※登録者のみ



②利用者世代(予約者)



③利用プランの内訳

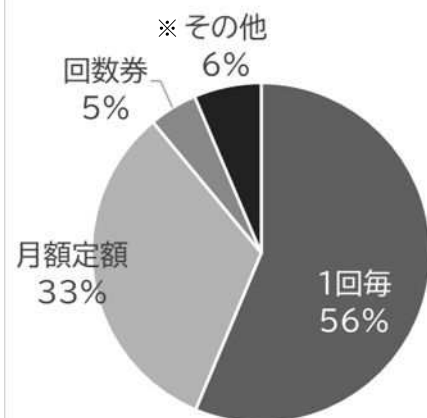
プラン	延べ購入者数	利用回数	うちコミュニティバス乗車券利用
1回毎(ワンタイム)	1,834人	1,834回	610回
月額定額乗り放題	28人	1,063回	—
回数券(大人)	16人	90回	—
回数券(子ども)	7人	60回	—

(3) 利用割合

- 半数以上が1回毎(利用都度)のプランを選択
- 予約は利用世代などからもアプリ利用が大半で電話予約は少ない
- 1回毎利用者の決済方法は、概ね半々

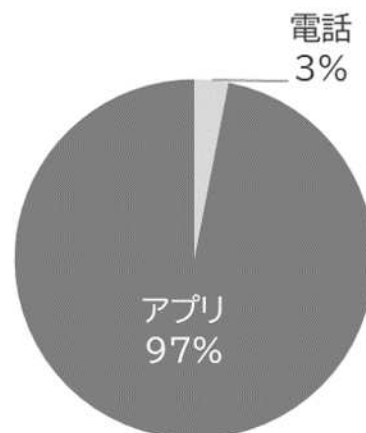
■配車回数(月額定額利用者含む)より集計

① 利用プラン割合

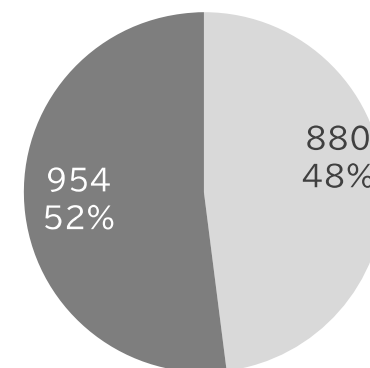


※その他:試乗券等による利用

② 予約方法



③ 決済方法[1回毎利用者のみ]



■ (事前)クレジットカード
■ (車内)交通系ICカード

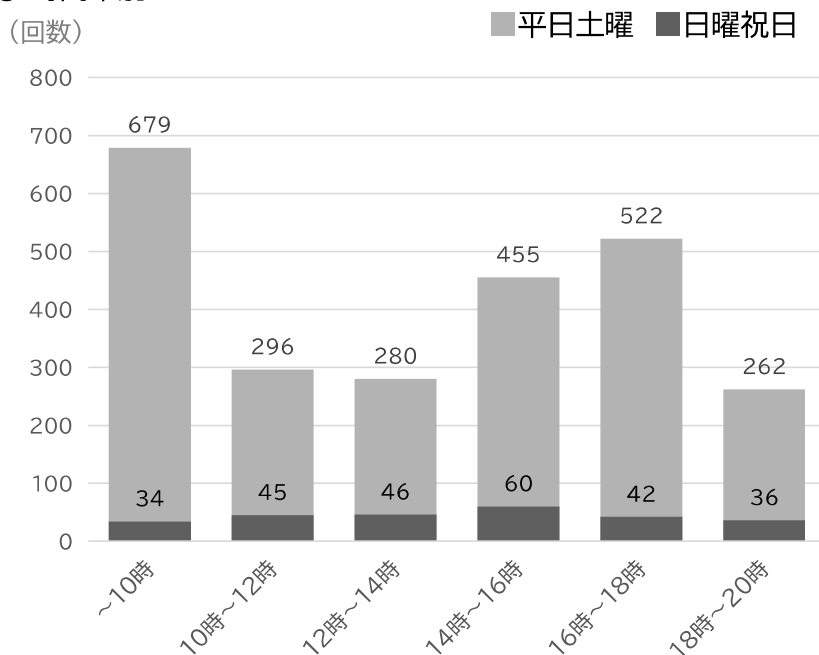
(4) 時間帯別利用実績

- 平日は朝夕の通勤時間帯の利用割合が高い
- 日曜祝日は平日土曜に比べ利用が著しく低下し日中時間帯の利用が比較的多い

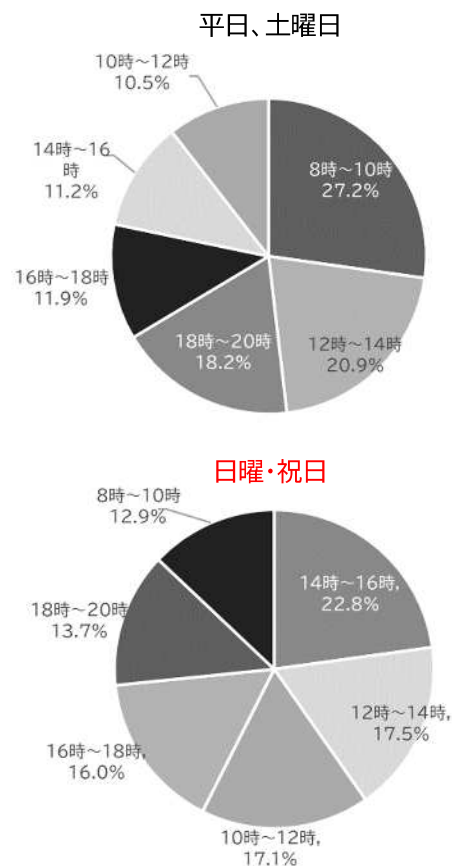
■配車回数(月額定額利用者含む)より集計

① 時間帯別

(回数)



② 利用時間帯割合



(5) 利用区間実績

- 利用区間回数上位10区間を可視化したもの
- 上位の区間は月額定額プランのお客さまによる利用が中心
- 交通不便地域のある白金、白金台エリアのお客さまの利用が多い

■配車回数の多い利用区間



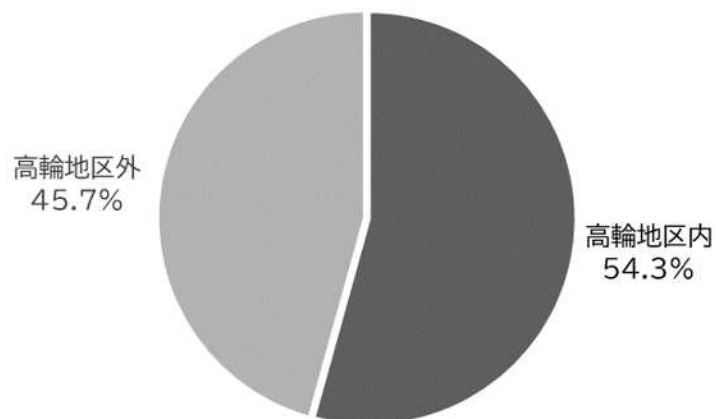
移動区間	移動回数
1. 10.高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）⇒3.慶應義塾大学三田キャンパス南別館入口	147
2. 22.ゆかしの杜⇒13.マーヴェラスガーデンコート白金	119
3. 13.マーヴェラスガーデンコート白金⇒22.ゆかしの杜	111
4. 18.八芳園⇒10.高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）	109
5. 3.慶應義塾大学三田キャンパス南別館入口⇒10.高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）	59
6. 10.高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）⇒18.八芳園	58
7. 2.豊岡いきいきプラザ前⇒23.泉岳寺	57
8. 12.専心寺⇒5.高輪ザ・レジデンス	49
9. 10.高輪和彊館（たかなわ わきょうかん）⇒11.北里大学北里研究所病院	49
10. 13.マーヴェラスガーデンコート白金⇒15.東京大学医科学研究所	48

2 利用者へのアンケート調査結果

(1) 高輪地区の移動課題に関するアンケート調査(令和7年1月29日～2月11日)

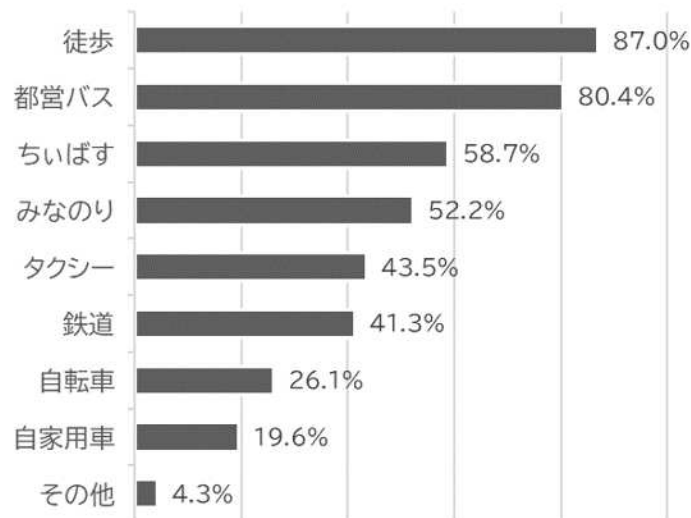
① 普段の外出先

普段の主な外出先はどこですか？
(回答者数:46)



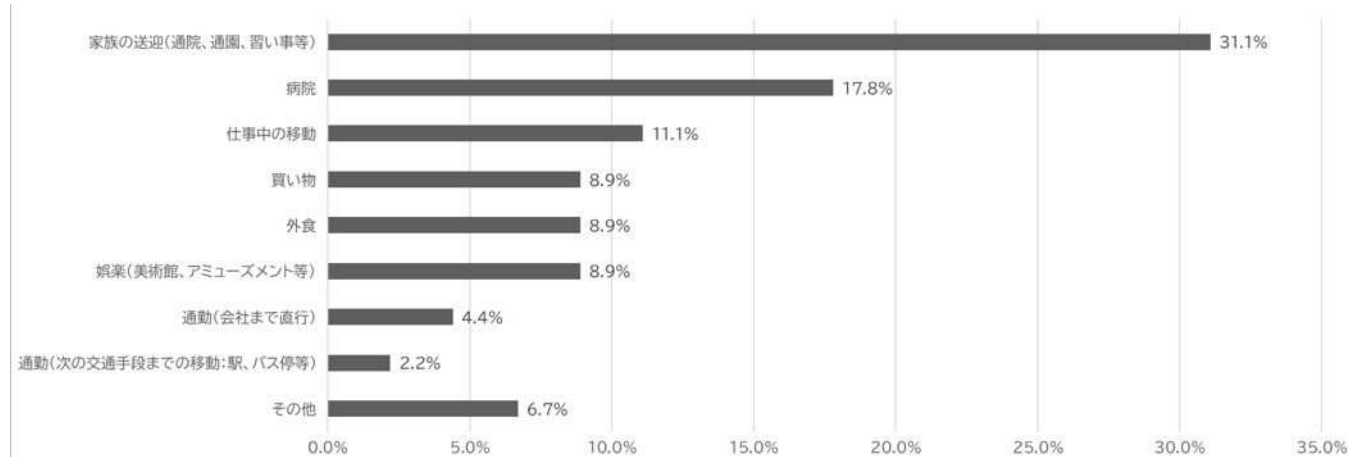
② 地区内の移動の交通手段

高輪地区内での移動の際にご利用される交通手段について、
あてはまるものを全て選んでください
(回答者数:46)



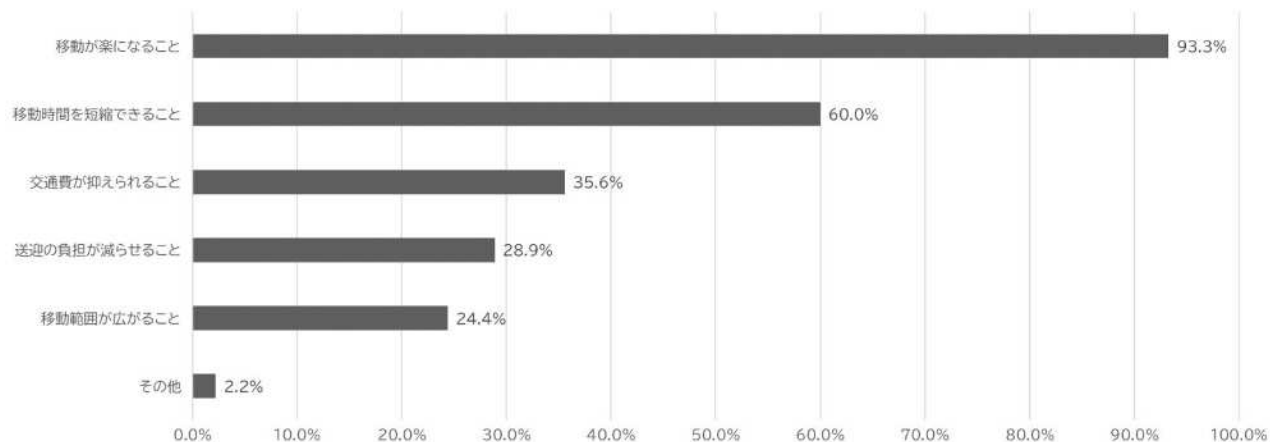
③ みんなのりの利用目的

「みんなのり」をご利用いただく目的として、最も頻度が高いものを一つお選びください
(回答者数:45)



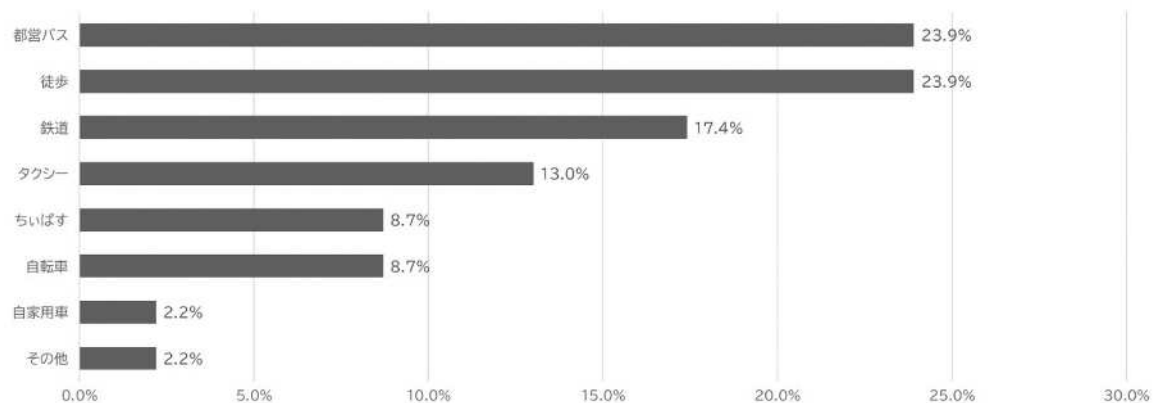
④ みんなのりに期待すること

「みんなのり」のどんな点に期待してご利用いただきましたか当てはまるものをお選びください ※複数選択可とした
(回答者数:45)



⑤ 実証運行前までの主な移動手段

「みなのり」が導入されるまでのこれまでの主な移動手段を選んでください（回答者数:46）



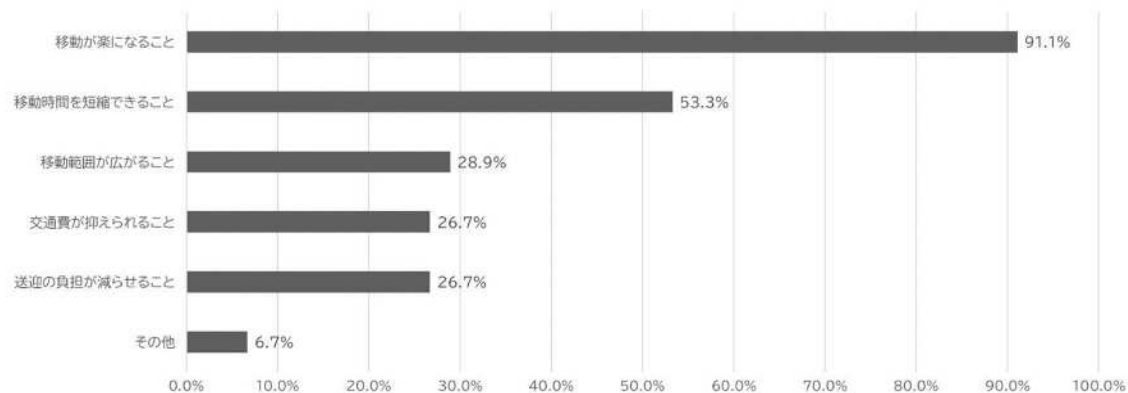
⑥ 満足度

「みなのり」に乗ってみて満足しましたか？（回答者数:45）



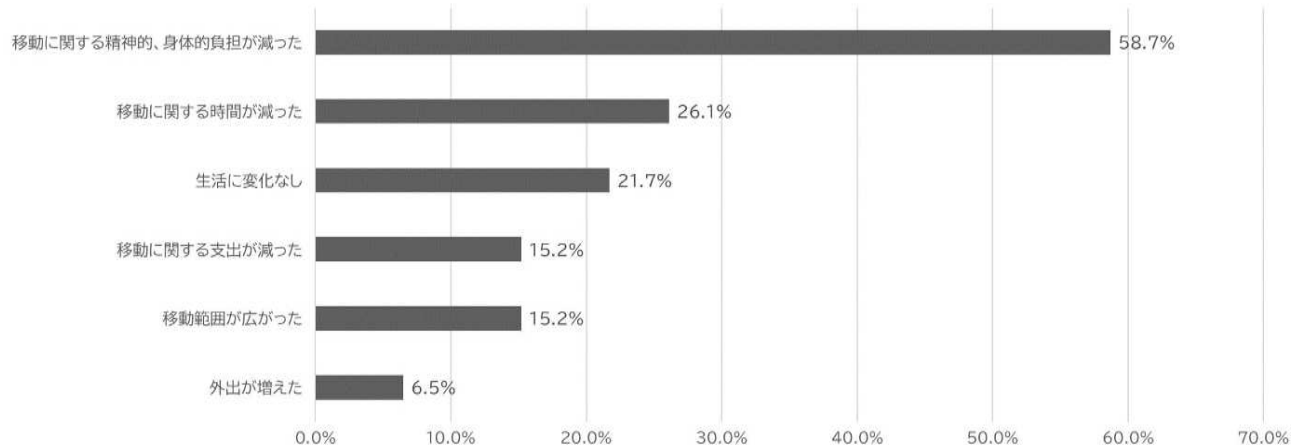
満足・やや満足で
ほぼ100%を占める

「満足」「やや満足」とした理由について教えてください ※複数選択可とした



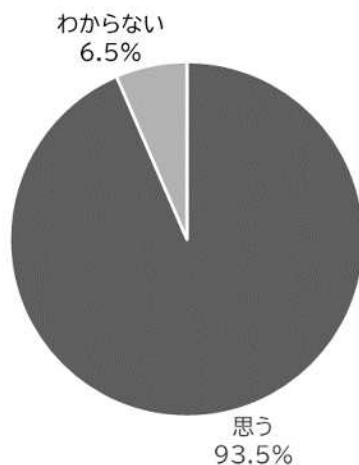
⑦ 生活への変化

「みなのり」によって、生活に変化があった場合、当てはまるものをお選びください（回答者数:46） ※複数選択可とした



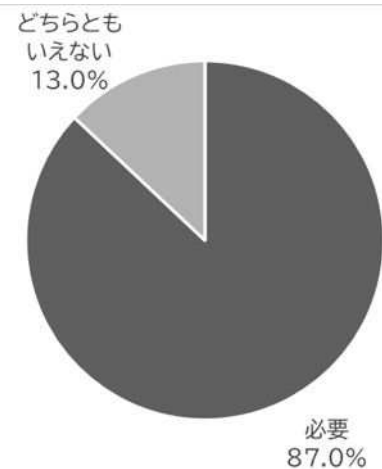
⑧ 今後の利用意向

今後、「みなのり」を利用したいと思いますか？
（回答者数:46）



⑨ みなのりの必要性

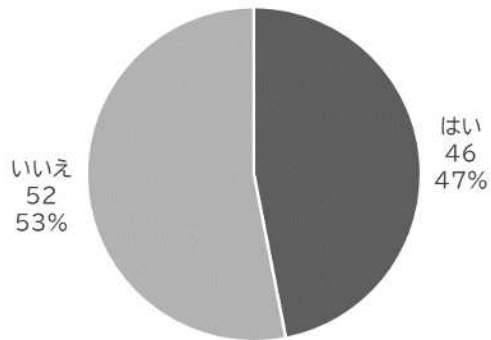
今後もこのエリアの交通手段として「みなのり」が必要だと感じますか？
（回答者数:46）



3 未利用者を含めた街頭アンケート調査結果

(1) 街頭アンケート調査(令和7年6月15日、29日) ※高輪地区総合支所1階

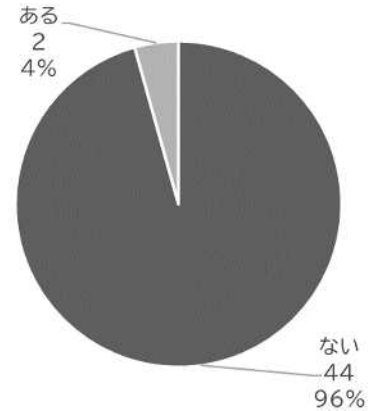
① みんなのりを知っていたか(認知度) <回答者数98>



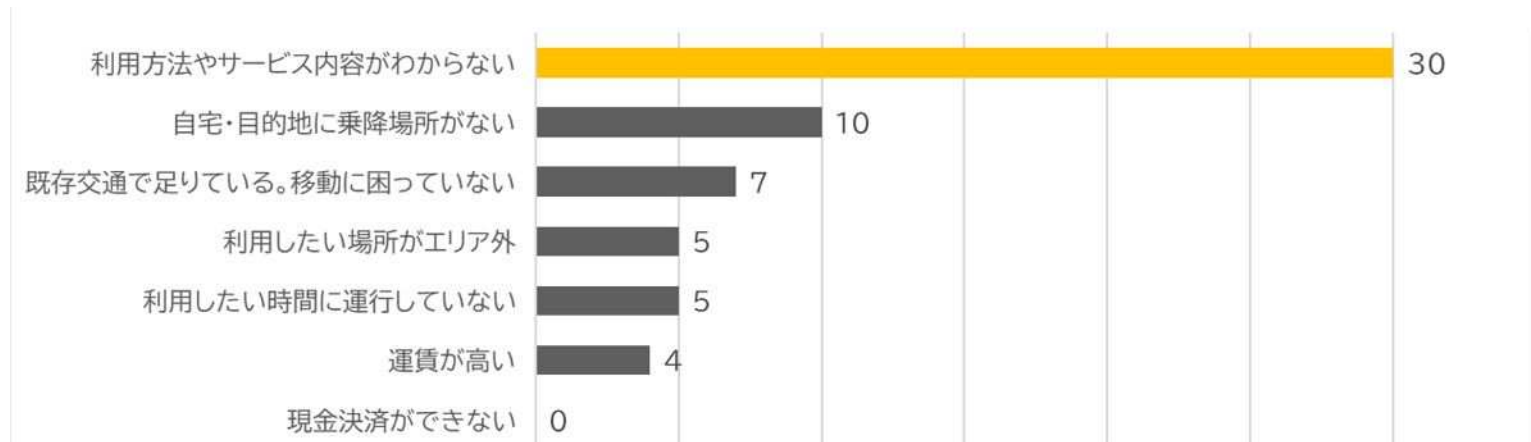
② 知っていた方の利用の有無 <回答者数46>

【利用した方の感想】

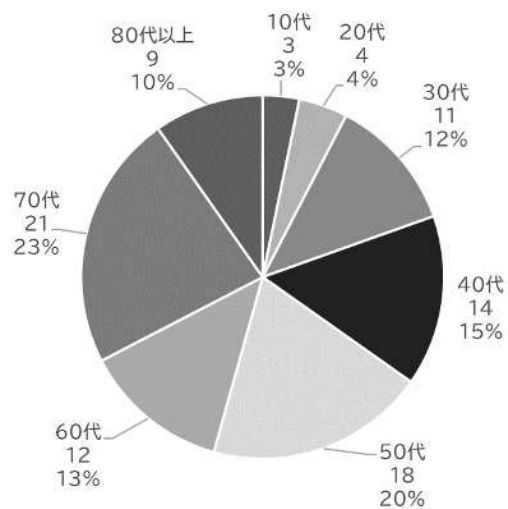
- ・便利だった。
- ・予約が取りやすかった。



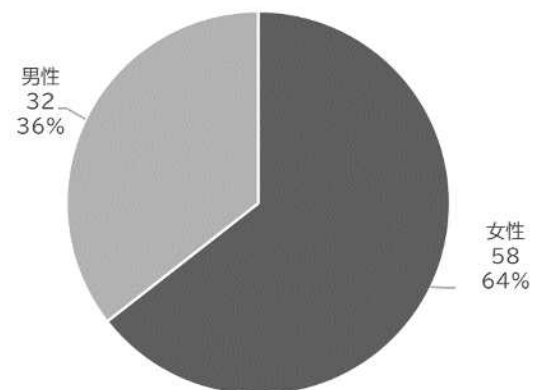
③ 知っていた方の利用しなかった理由 <回答者数44、回答数61(以下選択肢の中で複数回答可とした)>



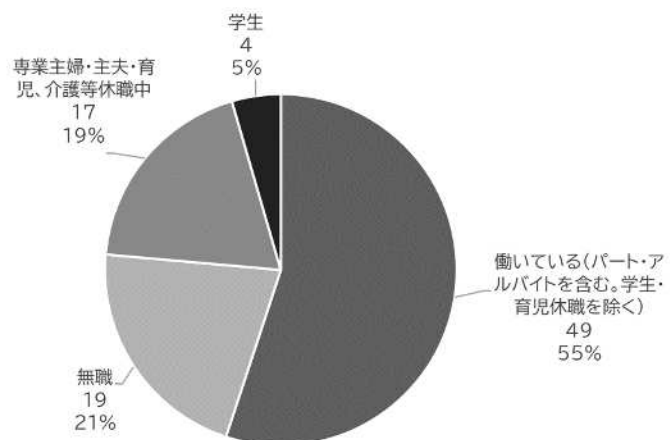
④ 回答者年代 <回答者数92>



⑤ 回答者性別 <回答者数90>



⑥ 職業等 <回答者数89>



4 実証運行中の周知・販促活動

周知・販促活動の状況

港区協力・連携のもと、実証運行の周知宣伝活動を各所で実施

- ・高輪地区住民へのガイドブック各戸配布
- ・高輪地区掲示板へのポスター掲出
- ・各いきいきプラザ等での住民説明会の開催
- ・区民センターなど区施設のイベントに合わせた会員募集ブースの設置
- ・港区の各媒体を活用した広報活動の実施

■チラシ・ガイドブック制作・配布



■住民説明会・イベント時における会員募集ブースの設置



■港区協力による広報活動



港区広報誌



高輪地区情報誌

港区広報番組「みなとNEWS」



港区広報番組 (J:COM)



港区ホームページ



港区公式X

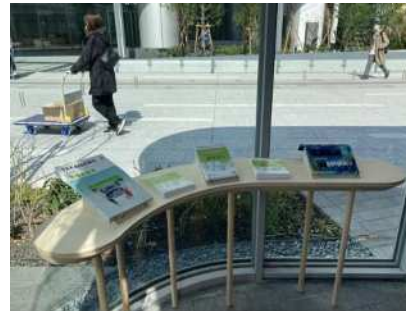
■各事業者での活動



お台場レインボースタジアム内での紹介<車内広告枠/サイン>
(国際自動車グループ)



auメッセージアプリでの紹介
(KDDI)



TAKANAWA GATEWAY CITYでの紹介 <街サイン/インフォメーションでのガイドブック配布/MOOK本/アプリ>
(JR東日本)

○港区地域公共交通会議設置要綱

平成20年9月1日

20港環計第945号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における交通需要に応じた区民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、港区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間に関すること。
- (3) 交通会議に運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

(構成)

第3条 交通会議は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって構成する。

- (1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 区民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者

(9) 学識経験者

2 会長は、前項各号に定める委員のほか、必要と認めるときは臨時に委員を指名することができる。

3 第1項第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる委員については、同一の団体又は機関に所属する代理人を交通会議に出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、街づくり支援部に関することを担任する副区長とし、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 交通会議の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 交通会議は、協議事項の検討について必要があると認めるときは、作業部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(連絡・通報窓口)

第9条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、以下のとおり連絡・通報窓口を定める。

港区地域公共交通に係る相談又は通報窓口
港区街づくり支援部地域交通課地域交通係

連絡先：TEL 03—3578—2111（内線2212）

FAX 03—3578—2369

（庶務）

第10条 交通会議の庶務は、街づくり支援部地域交通課地域交通係において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り、定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

港区地域公共交通会議委員名簿

参考資料2

要綱第3条の交通会議の構成員		役職	部署		委員氏名	任期
1	(1) 街づくり支援部に関することを担任する副区長	会長	港区	副区長	野澤 靖弘	始:R07.07.31 終:R09.07.30
2	(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者	委員	東京都交通局 自動車部	計画課長	井上 清一	始:R07.07.31 終:R09.07.30
3	〃	委員	株式会社フジエクスプレス	取締役社長	野出 直輝	始:R07.07.31 終:R09.07.30
4	〃	委員	株式会社k mモビリティサービス大森営業所	所長	田口 嘉彦	始:R07.07.31 終:R09.07.30
5	(3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者	委員	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	業務部長	小池 毅	始:R07.07.31 終:R09.07.30
6	〃	委員	一般社団法人東京バス協会	乗合業務部長	富樫 秀樹	始:R07.07.31 終:R09.07.30
7	(4) 区民又は利用者の代表	委員	港区議会	議長	土屋 準	始:R07.07.31 終:R09.07.30
8	〃	委員	港区議会 交通等対策特別委員会	委員長	福島 宏子	始:R07.07.31 終:R09.07.30
9	〃	委員	港区町会・自治会連合会	会長	清原 元輔	始:R07.07.31 終:R09.07.30
10	〃	委員	港区老人クラブ連合会	会長	杉山 厚子	始:R07.07.31 終:R09.07.30
11	〃	委員	港区心身障害児・者団体連合会	会長	堀 信子	始:R07.07.31 終:R09.07.30
12	〃	委員	港区商店街連合会	会長	臼井 浩之	始:R07.07.31 終:R09.07.30
13	〃	委員	港区観光協会	会長	渡邊 仁久	始:R07.07.31 終:R09.07.30
14	(5) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者	委員	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送担当)	小林 聡	始:R07.07.31 終:R09.07.30
15	〃	委員	国土交通省関東運輸局 東京運輸支局	首席運輸企画専門官(総務企画担当)	中山 俊夫	始:R07.07.31 終:R09.07.30
16	(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	委員	東京都交通運輸産業労働組合協議会バス部会	事務長	永見 則雄	始:R07.07.31 終:R09.07.30
17	(7) 道路管理者	委員	港区街づくり事業担当	部長	岩崎 雄一	始:R07.07.31 終:R09.07.30
18	〃	委員	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課	建設専門官	菊池 信久	始:R07.07.31 終:R09.07.30
19	〃	委員	東京都建設局 第一建設事務所	管理課長	清水 直樹	始:R07.07.31 終:R09.07.30
20	〃	委員	港区街づくり支援部土木課	課長	中村 美生	始:R07.07.31 終:R09.07.30
21	(8) 交通管理者	委員	警視庁 交通部 交通規制課	管理官(調査担当)	西東 俊郎	始:R07.07.31 終:R09.07.30
22	〃	委員	警視庁 愛宕警察署	交通課長	青木 秀典	始:R07.07.31 終:R09.07.30
23	〃	委員	警視庁 三田警察署	交通課長	竹花 英昭	始:R07.07.31 終:R09.07.30
24	〃	委員	警視庁 高輪警察署	交通課長	早坂 かよ	始:R07.07.31 終:R09.07.30
25	〃	委員	警視庁 麻布警察署	交通課長	佐藤 英樹	始:R07.07.31 終:R09.07.30
26	〃	委員	警視庁 赤坂警察署	交通課長	羽畑 大介	始:R07.07.31 終:R09.07.30
27	〃	委員	警視庁 東京湾岸警察署	交通課長	渡辺 和宏	始:R07.07.31 終:R09.07.30
28	(9) 学識経験者	委員	東京海洋大学	名誉教授	高橋 洋二	始:R07.07.31 終:R09.07.30
29	〃	委員	国士舘大学 理工学部	教授	寺内 義典	始:R07.07.31 終:R09.07.30
30	事務局		港区街づくり支援部地域交通課	課長	鈴木 康司	